

令和7年度国の施策及び予算等に関する要望について

特別区長会は、厚生労働省に対し、令和7年度国の予算編成に向けての要望、及び火葬場の経営に関する緊急要望を行いましたので、お知らせします。

1. 日 時 令和6年8月26日（月）16時00分～16時15分
2. 対 応 者 武見 敬三 大臣
3. 要 望 者 特別区長会 会 長 吉住 健一（新宿区長）
副会長 近藤 やよい（足立区長）
副会長 斉藤 猛（江戸川区長）
4. 発言要旨 別紙参照
5. 要望内容 別添参照
 - ・令和7年度 国の施策及び予算に関する要望事項一覧（厚生労働省）
 - ・令和7年度 国の施策及び予算に関する要望書
 - ・緊急要望 「火葬場の経営」に関する要望について



国の施策及び予算に関する要望書を武見大臣に提出



緊急要望に関する要望書を武見大臣に提出

※令和7年度の国・東京都の施策及び予算に関する要望に関しては、7月30日（火）に国土交通省、31日（水）に総務省、8月19日（月）にこども家庭庁、20日（火）に東京都へ、それぞれ要望活動を行いました。

※国へ要望活動を行った4省庁以外の省庁へは、事務局において要望書を提出しました。

○ 特別区長会

東京23区長で構成する任意団体。

特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

会 長：吉住 健一（新宿区長）

事務局：特別区長会事務局

（千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階）

※ なお、特別区は平成13年6月から全国市長会に加入している。

<問い合わせ先>

特別区長会事務局

調査第1課長 藤嶋 賢輔

電話 5210-9737（直通）

要望の概要

要望内容は、各区から提出された項目をもとに、区長会で決定されたものであり、厚生労働省に対し重点的な取組を要請した。

令和7年度 施策及び予算に関する要望

(会長発言要旨)

○ 医療保険制度の充実

- ・ 国民皆保険の基盤となる国民健康保険制度は、被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が大きい構造の中、更なる高齢化の進展に伴う医療費の増などによる保険料の上昇、社会保険適用拡大による被保険者の減少などにより、保険者は全国的に大変厳しい運営を強いられている。
- ・ とりわけ、特別区では、大都市特有の事情として、転出入率が高いことなどにより、保険料徴収に関して非常に厳しい環境下に置かれるなど、保険者の努力だけでは解決し得ない様々な問題を抱えている。
- ・ 本制度を安定的かつ持続的に運営できるよう、国庫負担の充実による国保財政基盤の強化とともに、低所得者層に対する一層の保険料負担の軽減を図り、さらなる財政支援を要請する。
- ・ 国民皆保険の基盤として将来に渡り持続可能なものとするため、財政支援に留まらず、構造的課題の解決に向け、医療保険制度の一本化等、国の責任において抜本的な見直しを要請する。

○ 予防接種の充実

- ・ 予防接種は、国民の生命と健康を守る重要な事業であり、特に次世代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな成長を支えるためにも、自治体や個人の財政状況、経済状況による格差なく、継続的かつ安定的に実施されるべきである。
- ・ 予防接種法に定められる定期予防接種の種類が年々増えるなか、これに要する財源は、地方交付税を措置されていない特別区では、すべて持ち出しとなっている。
- ・ このことを鑑み、定期予防接種に係る費用は、全額国庫負担で措置されるよう要請する。

- ・ また、今年度から定期接種化されたコロナワクチンはかなり高額だが、国からの補助金により今年度は自己負担額が低価に抑えられている。来年度以降も、一定の接種率を維持し、感染の流行を押さえられるよう、補助金等必要な措置の継続を要請する。

(武見大臣発言要旨)

要望は承った。

- ・ 医療保険制度の適正化については、全体の公平な負担のあり方を目指し、全世代型の社会保障を設計しており、この考え方をきちんと徹底して進めて参りたい。
- ・ 予防接種の充実については、各自治体の接種対応に関し、まずは感謝申し上げる。ワクチンの財政支援に関し、財源は限られているところだが、ワクチン価格への社会的な関心が高いため、できるだけ負担が増えないよう段階的に対応をしていこうと考えている。

緊急要望

(会長発言要旨)

○ 火葬場の経営について

- ・ 火葬場は、国民生活に必要なものであり、公共的な施設であることから、その経営においては、永続性・非営利性が確保される必要がある。
- ・ 火葬場の経営は、本来地方公共団体の実施が原則とされているが、特別区では「墓地、埋葬等に関する法律」の成立前から、民間企業が火葬業を営んでいた特異な経緯があり、現在に至っている。
- ・ その場合であっても、火葬場の管理等は、法の主旨に則り、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、火葬場の経営が営利目的のために歪められてはならない。
- ・ 特別区はこれまでも必要に応じ、特別区内で火葬場を経営する民間企業に対して、適正な火葬場の経営・管理について要請し、法第18条の規定に基づく検査等を行ってきた。
- ・ 今般、民営の火葬場における経営体制が多様化しており、引き続き、火葬場

経営の永続性・非営利性を確保するためには、事業者の責任をより明確化する必要がある。

- ・ よって、火葬場の経営主体が、火葬場以外の事業を行っている場合には、他の事業との経理・会計を明確に区分し、収支の透明性・非営利性が確保されている旨、許可権者へ示す義務について、法規定化を要請する。

(武見大臣発言要旨)

要望は承った。

- ・ 火葬場については、厚生労働省としてどこまで関与できるかはなかなか微妙な話である。ただ価格の問題は疎かにできないので、厚生労働省として注視し、運営が適切なものとなっているか監視していくことで、まずは対応したい。